

# なかの



Vol. 195

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.org>



# 新年賀詞交歓会



榎本副会長



納税功労者の皆様



代表謝辞：斉藤様



木村副会長



フォト・コンテスト入賞者



“フォト・コンテスト”入賞作品



横山副会長



税の川柳コンクール：入賞者



“税の川柳”コンクール入賞作品



東京国税局長受彰・宮島様



“税の絵はがき”コンクール入賞作品



入賞作品展示（ロビー） おやっ！

## “なかの” Good Spot (12月)



～～～ 中野サンプラザ ～～～



～～～ セントラルパーク ～～～

## 掲 示 板 (3~5月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
3月	3日(月)	11:00~12:30	広報委員会	法人会館	
	7日(金)	10:30~11:30	総務委員会	法人会館	
	11・12・13	9:00~	生活習慣病健康診断	中野ゼロ小ホール	
	12日(水)	13:30~18:00	全法連：事務局セミナー	ハイアットリージェンシー 麹	
	14日(金)	18:00~19:00	青年部会・役員会	法人会館	
	//	15:00~16:00	東法連・理事会	全法連会館	会長
	17日(月)	10:30~12:00	事業委員会	法人会館	
	//	10:30~12:00	社会貢献委員会	法人会館	
	18日(火)	10:30~12:00	厚生委員会	法人会館	
	//	13:00~14:00	女性部会・役員会	法人会館	
	19日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	中野ゼロ(視覚ホール)	
	//	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	中野サンプラザ20F	
	26日(水)	13:30~15:30	新設法人説明会	法人会館	
	27日(木)	10:30~12:00	税制委員会	法人会館	
28日(金)	10:30~12:00	組織委員会	法人会館		
4月	4日(金)	17:00~18:00	中野通り桜まつり・オープニング	新井薬師公園	
	5日(土)	10:00~16:00	(社会貢献活動)中野通り桜まつり(税金クイズ)	新井薬師公園	
	6日(日)	10:00~16:00	(社会貢献活動)中野通り桜まつり(税金クイズ)	新井薬師公園	
	7日(月)	10:30~12:00	総務委員会	法人会館	
	//	10:30~15:00	監査会	法人会館	
	10日(木)	10:30~11:30	中野税務懇談会	法人会館	会長
	//	14:00~16:45	第9回法人会全国女性フォーラム	サンポートホール高松	
	11日(金)	16:30~17:30	青年部会・351回研修会	法人会館	
	//	17:30~18:00	青年部会・第34回定時総会	法人会館	終了後：懇親会
	15日(火)	10:30~11:30	女性部会・231回研修会	法人会館	
	//	11:30~12:00	女性部会・第33回定時総会	法人会館	終了後：懇親会
	16日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人会館	
	17日(木)	16:30~17:30	源泉研究部会・346回研修会	法人会館	
	//	17:30~18:00	源泉研究部会・第39回定時総会	法人会館	終了後：懇親会
22日(火)	13:30~14:00	正副会長会	中野サンプラザ15F フォレストルーム		
//	14:00~15:00	理事会	中野サンプラザ15F フォレストルーム		
//	15:00~16:30	第15回健康セミナー(しなやかに美しく)	中野サンプラザ 13F スカイルーム	講師：羽山隆次氏	
5月	8日(木)	14:45~14:55	正副会長・総務・事業合同役員会	中野サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	15:30~16:15	(第1部) 税務研修会	中野サンプラザ 13F スカイルーム	講師：斎藤税理士
	//	16:15~17:30	(第2部) 第3回通常総会	中野サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	17:30~18:00	(第3部) 感謝状贈呈式	中野サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	18:00~19:30	(第4部) 懇親会パーティー	中野サンプラザ 13F コスモルーム	
月	14日(水)	13:30~15:30	新設法人説明会	法人会館	
	21日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法人会館	

4月22日開催の『健康セミナー』は、同封の案内をご参照の上ご参加下さい。

### 3月号の目次 「新年賀詞交歓会が盛大に！」

2014 VOL.195

新年賀詞交歓会	2	知っとくと得情報(西武信金案内)(無料法律相談)・	16
署長講演会(三塚署長)	4	中野区だより(パソコン講座)(中野プラプラ)他	17
年頭所感(鈴木会長)	5	本部だより(理事会)(広報委員会)	18
祝 辞(三塚署長)	6	2014“中野区成人のつどい”	18
祝 辞(石原所長)(田中区長)	7	支部だより(第9中央・本町・10支部)	19
税務署だより(ダイレクト納付・平成26年度国税専門館募集)	8	部会だより(源泉研究部会)(通常総会：案内)他	19
都税だより(eLTXの利用)(確定申告センター)開設	9	部会だより(青年部会)(女性部会)	20
知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡先生)	10・11	部会だより(青年部会：租税教室)	21
法人会の「平成26年度税制改正大綱」	12・13	新年賀詞交歓会	22・23
行動する法人会	14・15	福利厚生事業第五弾(クリスマスの夕べ)	24

● 表紙(写真説明)……第12回フォト・コンテスト入賞『合戦場のしだれ桜』(福島県・二本松) 一般公募 佐藤善光氏

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp  
編集：広報委員会 印刷：友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743

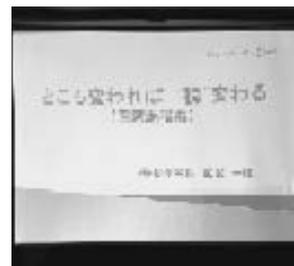


講師の三塚署長

## 講演会

# ところ変われば“税”変わる (国際課税編)

講師：中野税務署長 三塚一彦様



1月9日、新年賀詞交歓会の前段で、恒例となりました「講演会」を開催致しました。

講師に、中野税務署長三塚一彦氏を招聘して約1時間に亘り講話をして頂きました。

三塚署長は中野に赴任する前に、国税庁の国際企画官をされ、10年以上に亘り相互協議を担当されていたことから、「ところ変われば“税”変わる」(国際課税編)と題して、ホワイトボードに図を描きながら分かりやすくお話をされました。

### 「国際課税について」

今、国際課税の世界で「BEPS (Base Erosion and Profit Shifting)」という言葉をよく耳にします。「税源が侵食され、利益が移転してしまう」ことですが、各国の税制の違いを利用して過度な節税が行われる場合があります。先進各国はOECDの場で、そのような企業の行動に対する対応を議論しているところです。事業をグローバルに展開する企業の節税感覚が尋常でない場合もあります。新聞記事によりますと、あるコーヒー会社が英国で直近3年間の売上累計が約2,000億円ありましたが、税金は全く納めていなかったとのこと。英国の政治家及び市民が抗議をするような状況が生じました。それを受けてかどうかはわかりませんが、そのコーヒー会社は直近2年間で20百ポンド(約34億円)のお金を自主的に英国に納めるという発表をしました。

また、国連においては多くの途上国も含め、熱い議論が展開されています。例えば、人件費が安いことによって生じる利益(ロケーションセービング)や、その国の制度等によって生じる利益(マーケットプレミアム)が、どこの国の利益かという問題が議論されています。

上記の問題が実際の相互協議の場でも議論されることがあります。単純にどちらかの国の利益だという結論にはならず、その国の企業が果たしている機能、負っているリスク、そして特許により保護されている無形資産だけでなく、販売活動などによって構築されたようなものが利益にどのように貢献しているかを評価するため、非常に専門的な検討を行う必要が生じている状況です。ここ数年で結論を出すべく、世界で熱い議論が展開されており目が離せない状況です。

### 「諸外国における消費税」

4月から消費税が8%に上がるということになりましたが、税率が上がる際には「軽減税率」がよく話題に上りますので、軽減税率を設けている国の例を少しお話させていただきます。例えば、ドイツは、同じハンバーガーでも店内で食べると標準税率(19%)ですが、持ち帰りの場合には軽減税率(7%)となります。また、面白い例として、カナダのドーナツがあります。5個以下の購入ですと標準税率(5%)ですが、6個以上ですと軽減税率(0%)となります。これは5個以下だとその場で食べるだろうけど、6個以上だと持ち帰るだろうという理屈らしいです。いずれの場合も、店内で食べる行為とレストラン(標準税率)で食べる行為との平仄をとってのことと思いますが、各国とも分けの難しさに苦慮しているように感じるところです。

### 「シンガポールの戦略」

シンガポールは観光で有名ですが、税金でも有名な国です。理由は、シンガポールにはキャピタルゲイン課税、贈与税、相続税(2008年より)、住民税がないからです。一方、関税についても基本点にはありませんが、「タバコ」、「お酒」、「石油製品」、「車」の4つについては非常に重い関税が課されています。車などは日本で買う場合よりも3倍から5倍の値段がします。政府が国内で走る車の台数を制限している関係から、シンガポール国内での車の台数は他のアジアの国と比べて非常に少なく、渋滞もめったにありません。

また、シンガポールは、“Singapore is a fine city.”と呼ばれてますが、fineは「綺麗な」という意味の他に、「罰金」という意味もあり、それに引っかけた英語です。本当に多くの罰金制度がありますので、例えば、タバコの投げ捨て等しないようにしてください。そして安くて美味しい料理を沢山賞味して、日本と同じように清潔で安全なシンガポールを満喫していただければと思います。

ご清聴ありがとうございました。





# 新年賀詞交歓会



鈴木会長の年頭の辞

平成26年1月9日(木) 中野サンプラザ

新年明けましておめでとうございます。

本年、皆様方には、清清しく、希望に満ちた新年を迎えられたことと心よりお慶びお申し上げます。

年の始めにあたり、一言ご挨拶をもうしあげます。

本日は公益社団法人中野法人会賀詞交歓会に、お忙しい中、また、大変お寒い中、このように大勢の皆様にお越し頂きありがとうございます。

特に三塚中野税務署長様、石原都税事務所長様、田中区长様をはじめ、ご来賓の皆様におかれましては、年明け早々の、ご公務ご多端の折、ご臨席を賜り、心より御礼申し上げます。また、昨年は中野法人会の事業運営につきましても、一方ならぬご協力を頂き、ありがとうございます。特に三塚署長様には、先程大変楽しく、役に立つ、大変有意義なご講話を頂きありがとうございます。あらためてお礼申し上げます。

さて、昨年はデフレ脱却を目指したアベノミクス効果で、まだまだ中小、地方には届いてこないようですが、東京でのオリンピック、パラリンピックも決まり、景気の持ち直しの気運と、全体に明るさが見え始め、参議院選挙での与野党のねじれも解消し、変化する新しい時代に向けて少しづつ物事が動きだした年でした。一方消費税率の引き上げ原発問題、東北の復興、潜在的な少子高齢化、増加する赤字国債、企業の海外流失での国内マーケットの縮小など課題も残しました。

そのような中、中野法人会は公益社団法人として、2年目を無事おえ、今年3年目を迎える運びとなりました。これも役員を始め、会員の皆様、事務局のご理解とご協力、そしてご来賓の皆様のお力添えによるものと、心より感謝申し上げます。

昨年も各支部、部会などの協力を頂き、社会貢献活動や税知識の普及促進を始め、様々な事業に取り組んで参りました。

特に親会として、福利厚生事業にも力を入れ、5回の事業それぞれが大盛況に終了することができました。

また、行政や他団体との共催での大きな事業にも参加いたしました。

特に中野にぎわいフェスタは、四季の森公園の活用拡大により、一段と大規模になって開催され、三塚署長様をはじめ署の皆様や法人会役員、各部会の皆様にご協力頂き大成功に終わることができました。

税知識の普及促進に活動では、租税教育を中心として、青年部会が租税教室を、万全の体制で臨み、大変高い評価を頂いております。小中学生を対象としての税金クイズも地域の皆様に、高い評価を得ており、本年もさらに充実した租税教育活動をと、青年部会は意気軒昂に頑張っております。

また、女性部会の活動では、税に関する絵葉書コンクールがごございますが、昨年は区内小学校9校より315点の作品の応募がございました。今回は小学1年生からの応募が44作品あり、その作品を拝見し、大変感動しました。先生方の取り組みに対しまして心より感謝申し上げます。又、お二人の先生から、お礼のお手紙を頂き大変恐縮しております。未来を背負う子供達に大変価値ある事業でもありますので、本年も一層多くの学校からの応募を頂けるよう新たな取り組みを期待

しております。

後ほど表彰を行います。源泉部会が中心となって税の川柳コンクールも102作品の応募がありました。今回は会員意以外の方も応募くださり、大変嬉しく思っております。川柳をおよせ下さいました皆様方にお礼を申し上げます。

e-taxの普及につきましては、様々な活動を含め、各事業の中で利用拡大について、お願いをして参りましたが、思うような成果に結びついておりません。すでにe-Taxを利用されている方に、法定調書を含め、幅広い活用をご検討を頂き、再度皆様方にご利用をお願いもうしあげる次第でございます。またeLTaxの利用促進についても、ぜひ合わせて、ご利用のご検討を願えればと思います。

次に会員増強についてでございます。

昨年は景気に明るさが見えてまいりましたが、法人会を取り巻く環境はまだまだ厳しく、役員の皆様、支部の皆様方には、ご自身の事業の舵取りをしながらの会員増強活動には心より感謝し、御礼申し上げます。また、受託三社をはじめ、保険、金融関連の皆様方にもお力添えを頂き、合わせてお礼申し上げます。公益社団法人となりまして、賛助会員制度も取り入れ、地域に密着した支部活動や社会貢献活動も支部の皆様や青年部会、女性部会が力を合わせ活発に活動頂き、法人会の知名度も一段と上がってきました。中野の四季の都市ができ、新たにこの中野に來られました企業、大学などをお招きしての、ウエルカム交流会も開催され、大きなチャンスを頂き、キリンビール様、帝京平成大学様などご入会頂き、大きな力を得ました。その努力にも関わらず会員の減少に歯止めが掛からず、そのため財政状況も消費税アップと合わせ、一段と厳しくなり、次年度の予算に大きく影響を及ぼす状況で、私の力不足、努力不足での責任の重さを痛感しております。

年明けそうそうに厳しいことを申し上げましたが、私自身がより真剣に、全力で会員増強に努めますので、会員、役員の皆様には、会員増強への一層のご協力をお願いいたします。会員増強は地道な勧奨努力を根気よく積み重ねる以外なく、消費税の問題はありますが、景気は明るい方向に向かっており、四季の都市に來られ、中野で活動される企業もまだまだ沢山あり、会員増強のチャンスは続いております。本年もよろしくお願い申し上げます。

今年は午年です。馬は「物事がうまくいく、幸運が駆け込んでくる」などといわれる縁起のよい動物です。オリンピックへの期待もありますが、変化の時は、そこに新たなチャンスも生まれます。前向きに、気力を充実し、元気で頑張り抜きたいと思っております。

今年度も支部役員の皆様を中心に、各地域に密着し、青年部会、女性部会の皆様に協力を頂き、法人会としての魅力を高めるよう頑張る所存でございますので、皆様方の一層の、ご指導ご鞭撻、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

何をするにも、健康が第一です。皆様方のご健勝とご事業の発展をお祈り申し上げ、本年が良い年でありますよう合わせて祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

# 祝 辞



中野税務署  
三塚 署長

皆様、新年あけましておめでとうございます。

本日は、公益社団法人中野法人会の賀詞交歓にお招きいただきまして、ありがとうございます。

鈴木会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には日頃から税務行政全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っており、お陰さまで署の事務運営は順調に推移しております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

私が着任してから半年が経ちますが、中野法人会は、鈴木会長を中心に非常によくまとまっているという印象を持っております。活動面では、各種お祭における「税金クイズ」、女性部会の「税金に関する絵葉書」、青年部会の「租税教室」、源泉研究部会の「税金に関する川柳」等、お休みの日にも関わらず本当に様々な税の啓発活動を行っており、税務署としても感謝しております。税務署としてもお手伝いできることは積極的にしていきたいと思っておりますので、何かありましたらご相談に来ていただければと思います。

今、税務署では、4月から上がる消費税について、①経過措置について正しく理解していただくことと、②税率アップ部分について、ちゃんと転嫁が行われ、正しく消費税が納税がされるようにすることが大事です

で、個別に相談コーナーを設けたり、各種研修を行なっているところです。税に関する統計を見ますと、消費税は所得税や法人税と比べると、景気に大きく左右されることがないので、税率が上がり部分について、ちゃんと定着するようにしていくことに努めているところです。

また、まもなく所得税及び消費税の確定申告並びに贈与税の申告が始まります。皆さんの中で確定申告を行う方がいらっしゃいましたら、申告書はご自宅のパソコンから、国税庁ホームページやe-Taxにより作成することができますので、是非、ご利用いただき、期限内の申告と納税をお願いいたします。

特に、国税庁の「確定申告書等作成コーナー」ではパソコンの画面上の手順に従って入力すれば、所得金額や税額が自動的に計算され、間違いが有りませんので、会社の従業員の方で申告される方がいらっしゃいましたら是非とも活用していただくように紹介していただければと思います。

今年は、午年であります。馬は、非常に臆病な面がある動物と言われていますが、臆病というのは別の言葉で言えば繊細ということでもあります。職員には繊細な心を持って納税者の方に接して仕事をできるように伝えたいところです。

最後になりますが、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに御事業のご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



宮島副会長



大月副会長



司会：赤羽氏



役員の皆様



~~~~~ 来賓の皆様 ~~~~~



~~~~~ 第2部・会場風景 ~~~~~



## 東法連・新年賀詞交歓会(全法連と共催)を開催

(平成26年1月16日・帝国ホテル)



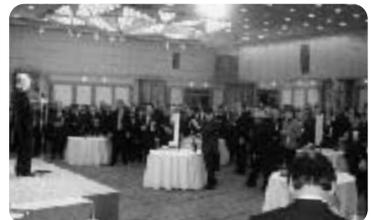
新春記念講演  
(講師：ジャーナリスト・共同通信  
客員論説委員 後藤氏)



受影者祝典



~~~~~ 会場は熱気で... ~~~~~



## 祝 辞



中野都税事務所  
石原 所長

皆さん、明けましておめでとうございます。

ただいまご紹介いただきました中野都税事務所長の石原でございます。

本日はお招きいただき、誠にありがとうございます。

旧年中は、鈴木会長をはじめ役員及び会員の皆様方には、東京都の税務行政及び中野都税事務所の事務運営等に深いご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人中野法人会におかれましては、日ごろから納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められるとともに、その幅広い啓発活動を通じて、地域社会に貢献されていることに、心から敬意を表する次第でございます。

また、e-Tax及びeLTAXの普及促進に努めていただき、ありがとうございます。

さて、皆様ご存知のとおり、2020年のオリンピック・パラリンピックを東京で開催することになりました。

これまでの招致活動における皆様方の応援に、心から感謝申し上げます。

東京で2度目となるこの大会は、成熟した都市での開催にふさわしいものとする必要があります。このため、現在の都市機能を活用しながら、準備を万全に進め、東京のさらなる魅力向上に努めてまいりたいと考えております。

このオリンピック・パラリンピック競技大会を成功させ、東京を更に発展させるためには、皆様のご協力が必要不可欠です。

どうか皆様方におかれましても、それぞれの役割・場面で、オリンピック・パラリンピックに関わっていただき、ご尽力を賜りたいと存じます。

中野都税事務所職員一同、本年も親切できめ細かい対応に心がけ、適正かつ公平な税務行政に推進してまいりたいと存じます。

結びにあたり、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝、更なるご活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



田中 区長

皆様、新年明けましておめでとうございます。

税金というのは、国が継続していく上で欠かすことのできない、大事な私たちの社会を成り立たせている資源であります。そして税の制度というのは、公平であろうとすればするほど、又、政策的な

様々な工夫が凝らされれば凝らされるほど、複雑巧緻を極めていくということがあると思います。複雑巧緻になってわかりにくくなっていくほど、反比例して納税意欲は減衰していくというような傾向があるのではないかと思います。そういう中で複雑化する税制、また、今年の消費税の改正なども含めて、年々変る税の制度というものと、区民の皆様一般の方々の納税意識をしっかりと結び付けていくという上で、法人会の皆様の活動内容は、誠に私は重要であり大きな意味を持っていると思っております。

また、先ほど鈴木会長からも活動のご紹介がありましたけれども、中野の法人会は公益社団法人というふうに活動を位置づけて、地域貢献の公益活動を実に様々やっておられます。区に関わるイベントでも『にぎわいフェスタ』あついは『食の逸品グランプリ』等多大に貢献をして頂いておりますし、また、私が地域の色々な活動に行きますと、『駅頭のクリーンキャンペーン』とか、法人会の会員の皆様が本当に積極的に、法人会の半纏を着て出て頂いている、そういう姿にしばしばお会いする訳でございます。そうした活動の素晴らしさは、私は常に感心しておりますし、尊敬を申し上げているということでございます。皆様の活動が無にならないように、払った税金が本当に効果的に使われているようにというのが、納税者の皆様の切実な思いだと思います。

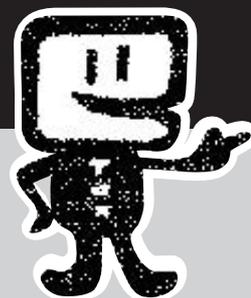
国も都も同じですが、区は皆様の税金によって仕事をさせて頂いております。本当に納得して頂けるような税金の使い方、政策の実行ということに努めていかなければならないと改めて自戒をしているところでございます。

昨年は、中野は街づくりが大きく花開いて、実に活性化をして全国的にも注目を集めることができました。こうした地域の活性化の芽を今年には更に大きくしていくこと、更に引き続き街づくり、中野駅周辺や西武新宿線、また、各地域で行っております防災の街づくり、公園づくり、そうしたことにもしっかりと力を入れながら、着実に中野区が前に進む年にしていかなければならないと思っております。

法人会並びに参加企業の益々のご発展ご隆盛をお祈りを申し上げますと共に、本日もご参会の皆様のご健勝とご多幸を心より祈念を申し上げまして私のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

## 税務署だより

# ダイレクト納付とは…



事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

## 利用開始の準備

### 1 ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) でご確認ください。

### 2 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

### 3 「ダイレクト納付利用届出書」を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」を書面で税務署に提出してください。

※国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) で作成できます。署名、押印の上、書面で提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでは、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。



## 平成26年度 国税専門官募集

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律、経済、会計等の専門知識を駆使し、適正・公平な課税を実現し、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇ 受験資格
  - 1 昭和59年4月2日から平成5年4月1日生まれの者
  - 2 平成5年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
    - (1) 大学を卒業した者及び平成27年3月までに大学を卒業する見込みの者
    - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者
- ◇ 申込手続
  - 1 インターネット申込み (原則、インターネット申込みとなります。)
    - (1) 受付期間 4月1日(火)9時～4月14日(月) [受信有効]
    - (2) 受験案内(インターネット申込用)交付期間 2月3日(月)～4月14日(月)
    - (3) 受験案内(インターネット申込用)交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)  
※人事院ホームページからもダウンロードすることができます。 [<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
  - 2 インターネット申込みができない場合(受験申込書を郵送又は持参)
    - (1) 受付期間 4月1日(火)～4月2日(水) [4月2日(水)の通信日付印有効]
    - (2) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付期間 2月3日(月)～4月2日(水)
    - (3) 受験申込書・受験案内(郵送・持参申込用)交付場所 東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
- ◇ 試験日
  - 第1次試験 平成26年6月8日(日)
  - 第2次試験 平成26年7月15日(火)～平成26年7月23日(水)のうち指定された日時

※詳細については、お気軽に中野税務署総務課(TEL 03-3387-8111 内線203)までお尋ねください。



# 都 税 だ よ り



中野都税事務所

## 都税についてのお知らせ

### 便利な電子申告・電子納税等をご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した、電子申告等の受付を行っています。  
東京都で現在ご利用できる手続きは下表のとおりです。

|             | 法人事業税・地方法人特別税<br>・法人住民税                                                                         | 事業所税<br>(23区内)                                 | 固定資産税(償却資産)<br>(23区内) |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------|
| 電子申告        | ○ 予定申告<br>○ 確定申告<br>○ 清算確定申告<br>○ 中間申告<br>○ 均等割申告<br>○ 修正申告 など                                  | ○ 納付申告<br>○ 修正申告<br>○ 免税点以下申告<br>○ 事業所用家屋貸付等申告 | ○ 償却資産申告              |
| 電子申請<br>・届出 | ○ 法人設立・設置届出<br>○ 中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請<br>○ 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書<br>○ 法人税に係る連結納税の承認等の届出 など | ○ 事業所等新設・廃止<br>○ 事業所税減免申請<br>○ みなし共同事業に関する明細   | —                     |
| 電子納税        | ○ 本税の納付<br>○ 加算金の納付<br>○ 延滞金の納付<br>○ 見込納付                                                       | ○ 本税の納付<br>○ 加算金の納付<br>○ 延滞金の納付                | —                     |

#### 〈利用手続きについてのお問い合わせ〉

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>   クリック

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459 (IP電話・PHSをご利用の場合03-5765-7234)  
※午前8時30分から午後9時00分まで(土日祝・年末年始12/29～1/3は除く)



#### 〈申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ〉

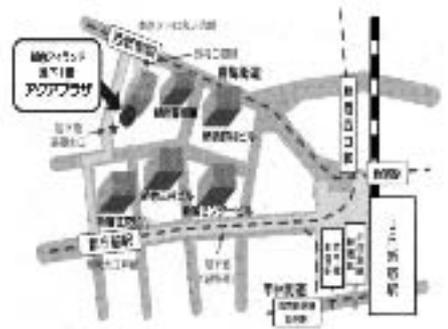
【電子申告、電子申請・届出】 所管都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 所管都税事務所の徴収管理係

## 東京国税局では、平成25年分確定申告会場として「確定申告センター」を西新宿に開設します。 ※お住まいの地域にかかわらずご利用いただけます。

東京国税局では、平成25年分の確定申告期間中、パソコンを利用した申告書の作成を推進するために「確定申告センター」を開設します。

- 開設期間 平成26年2月6日(木)から3月17日(月)まで  
(ただし、土、日曜及び祝日を除く。)
- 開設時間 受付 午前9時から午後4時まで(提出は午後5時まで)  
相談 午前9時15分から午後5時まで
- 開設場所 「アクアプラザ」  
新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランド地下1階



- ・パソコンによる所得税・個人消費税等の確定申告書等作成におけるアドバイス(土地、建物及び株式等の売却による譲渡所得や贈与税の申告書等作成アドバイスを除きます。)を行います。
- ・外部記録媒体(USBメモリやフロッピーディスク等)の使用はできませんので、ご注意ください。



国税局・税務署

知つとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047  
千代田区内神田1-2-2  
小川ビル7階  
神田合同税理士事務所  
TEL 03(3518)2711(代)  
FAX 03(3518)2712  
携帯 090(2212)0306  
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



この時期、税務署では平成25年度の確定申告書(所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税)の受付をしております。今回は、平成25年分の所得税から適用される税制改正事項のうち、復興特別所得税の創設をお伝えし、併せて医療費控除についての説明をしたいと思います。

## I 復興特別税

### 復興特別税の創設

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が平成23年12月2日公布され、「復興特別所得税」が創設されました。これにより平成25年1月1日から法律が施行され、平成25年から平成49年までの各年分の確定申告については、所得税及び復興特別税を併せて申告・納付することになりました。

### 復興特別税の内容

- 1 納税義務者  
個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別税も併せて納める義務があります。
- 2 課税対象  
平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額が、復興特別所得税の課税対象です。
- 3 税額の計算  
復興特別所得税 = 基準所得税額 × 2.1%
- 4 給与所得者  
給与所得者の方は、平成25年1月1日以降に支払を受ける給与等から復興特別所得税が源泉徴収されることとなります。

## II 医療費控除

### 医療費控除とは

医療費控除とは、納税者が、本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、「1月1日～12月31日」までの間に医療費を支払った

場合に税金の還付、軽減が受けられる所得控除のことで、この医療費控除は年末調整では控除できませんので、還付を受けるためには確定申告をしなければなりません。

なお、確定申告を忘れていた場合でも、「過去5年以内」であればさかのぼって還付が受けられます。

### 医療費控除の計算方法

医療費控除の対象となる金額は、次の式で計算した金額(最高で200万円)です。

- 実際に支払った医療費の合計額 - 保険金などで補てんされる金額 = A
- 10万円、又は総所得金額等が200万円未満の人の場合は総所得金額等の5%の金額 = B
- 「A」 - 「B」 = 医療費控除(最高200万円)

なお、保険などで補てんされる金額とは、生命保険契約などで支給される入院給付金、健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金などで、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引くものです。

### 医療費控除の対象となる医療費

医療費控除の対象となる医療費については、所得税法施行令第207条各号に掲げるもののうち、その病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額とされています。

### 禁煙治療を行った場合の医療費控除

最近は喫煙環境が厳しくなっていることに加え、愛煙家の間で健康志向の意識が芽生え「禁煙治療」への関心が高まっていると聞きます。

そこで、禁煙治療を行った場合の治療費について、医療費控除の説明をいたします。

## 禁煙治療とは

禁煙治療は、一般的には、呼吸中の一酸化炭素の測定や禁煙補助薬の処方を受けるなど、医師の指導の下でニコチン依存症を改善し、禁煙を実行していくことをいいます。ニコチン依存症は、そのまま放置すると重大な合併症を引き起こしかねないことから、平成18年4月以降、禁煙治療についても公的医療保険が適用されることになりました。

ただし、全ての禁煙治療に健康保険等を適用するのではなく、以下の基準（「対象者患者基準」と「施設基準」）を満たしていなければなりません。

- 1 次の「禁煙治療を受けるための要件」の4つを満たしていること（「対象者患者基準」）
  - ①ニコチン依存度を診断するテストで5点以上
  - ②【1日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数】が200以上
  - ③1ヶ月以内に禁煙を始めたいと思っている
  - ④禁煙治療を受けることに文書で同意していること
- 2 前回の治療の初回診療日から1年経過していること（「対象者患者基準」）
- 3 保険適用等で禁煙治療が受けられる医療機関（一定の施設基準を満たしている病院（「施設基準」））で受診すること

## 公的医療保険適用の有無と医療費控除

禁煙治療に公的医療保険を適用するためには、一定の「施設基準」を満たしている医療機関で受診することが必要（医療費控除の対象）であり、基準を満たしていない場合は、公的医療保険は適用できず、自由診療（自費診療）となります。

しかし、一定の「施設基準」を満たしていない医療機関で受ける治療であっても、「対象者患者基準」をクリアし、医師の指導による治療ということであれば、医療費控除の対象となる医療費に該当し、医療費控除を適用できます。

一方、医師からの処方箋等もなく、自分の意思により薬局等で禁煙パイポ、ニコチンパッチ等の禁煙補助薬等を購入した場合は、たとえそれらが医薬品に該当するものであっても「疾病の予防や健康増進のための医薬品」とみなされ、その購入費は医療費控除の対象とならない場合もあるので注意が必要です。



## 「ツバメ前線」

冬鳥たちは3月に入ると夏の羽根に変身し、カシダカラの雄やユリカモメの頭はおしゃれな黒に変わってきます。中旬以降になると、ツバメなど気の早い夏鳥が南から渡ってきます。ツバメが最も早く飛来するのが南九州で3月上旬、4月には本州の全域に姿を現します。

## 3月の税務と労務

- ・国税／平成25年分所得税の確定申告  
2月16日～3月17日
- ・国税／個人の青色申告の承認申請  
3月17日
- ・国税／贈与税の申告  
2月1日～3月17日
- ・国税／2月分源泉所得税の納付  
3月10日
- ・国税／個人事業者の25年分消費税の確定申告  
3月31日
- ・国税／1月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）  
3月31日
- ・国税／7月決算法人の中間申告  
3月31日
- ・国税／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）  
3月31日
- ・地方税／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税（事業所税）の申告  
3月17日

## 4月の税務と労務

- ・国税／3月分源泉所得税の納付  
4月10日
- ・国税／2月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）  
4月30日
- ・国税／8月決算法人の中間申告  
4月30日
- ・国税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告（年3回の場合）  
4月30日
- ・地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出  
4月15日
- ・地方税／固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付  
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧  
4月1日～4月20日  
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- ・地方税／軽自動車税の納付  
4月中において市町村の条例で定める日
- ・労務／労働者死傷病報告（1月～3月分）  
4月30日

# 平成26年度 税制改正大綱 中小企業投資促進税制や 交際費課税の拡充など 法人会の改正要望が実現!

政府は、平成25年12月24日に平成26年度税制改正大綱について、閣議決定しました。デフレ脱却・経済再生に向け、中小企業投資促進税制や交際費課税の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制措置などが盛り込まれました。また、復興特別法人税が1年間前倒しで廃止されることがうたわれています。主な内容をお知らせします。

## 法人税関係

### ■中小企業投資促進税制の拡充

生産性向上につながる設備を取得した場合に、即時償却または税額控除が認められます。

### ■生産性向上設備投資促進税制の創設

生産性向上設備等を取得して事業の用に供した場合は、特別償却又は税額控除が認められます。平成28年3月末までに取得したものであれば即時償却が認められます。

### ■交際費課税制度の拡充

大法人は、交際費の額のうち飲食費用の50%について損金として認められることとなります。なお、中小法人については、従来通り800万円までを全額損金算入する方法と、飲食費用の50%を損金算入する方法との選択適用が可能となります。平成26年4月1日以後開始する事業年度から適用となります。

### ■復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税が1年間前倒しで終了することとなります。

### ■所得拡大税制の延長及び要件の緩和

平成25年度の税制改正で創設された所得

拡大税制の適用年度が2年延長され、従来5%以上とされていた給与支給増加割合が、平成27年3月末までに開始する事業年度(平成25年度・平成26年度)については2%以上まで引き下げられ、非常に使いやすくなります(27年度は3%以上)。現在進行中の年度から、改正の影響を受けるので注意が必要です。

### ■民間企業によるベンチャー投資促進税制の創設

特定新事業開拓投資事業計画について認定を受けたファンドへ投資を行った場合に、その投資額の80%までを準備金として積み立てることで、損金算入が認められます。平成26年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

### ■国家戦略特別区域における税制優遇措置の創設

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合に、特別償却又は税額控除ができる制度が創設されます。

## 所得税関係

### ■給与所得控除の見直し

平成25年分から給与収入が1500万円を

超えた場合は、給与所得控除の金額は245万円が上限となりました。それが、平成28年分は給与収入1200万円を超える場合、給与所得控除は230万円に、平成29年以後は給与収入1000万円を超える場合、給与所得控除は220万円に上限が引き下げられます。

### ■NISAの利便性向上

1年単位でNISA口座を開設する金融機関の変更が認められるとともに、NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座の再開設が認められます。

### ■ゴルフ会員権・リゾート会員権等の譲渡損失の損益通産廃止

平成26年4月以降は、ゴルフ会員権・リゾート会員権等を売却した場合の損失を他の所得と通算することが認められなくなります。

## 相続税関係

### ■医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設

認定医療法人の出資持分を相続又は遺贈により取得した場合、一定の場合に相続税額のうちその認定医療法人の持分に対応する相続税額について、納税猶予が認められます。また、計画通りに持分のない医療法人に移行した際には、その猶予額が免除されます。

認定医療法人について、他の相続人の持分放棄により課税される経済的利益に対する贈与税について、納税猶予を認め、計画通りに持分のない医療法人へ移行が完了すれば、その猶予額が免除されます。なお、認定を受けられる期間は、認定制度の施行の日から3年以内とされています。

## 消費税関係

### ■簡易課税制度のみなし仕入率の見直し

簡易課税制度におけるのみなし仕入率が、従来の5種類から6種類に変更になります。のみなし仕入率は、第1種は90%、第2種は80%、第3種は70%、第4種は60%、第5種が50%と従来通りで、新しくできた第6種は40%となります。この改正は、平成27年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。

なお、不動産業は、従来は第5種に分類されていましたが、改正後は第6種事業に分類されることとなります。また、金融保険業は、従来は第4種に分類されていましたが、改正後は第5種に分類されることとなります。

## その他

### ■車体課税の見直し

#### ・自動車重量税

平成26年4月からエコカー減税が拡充され、経年車に対する課税が強化されます。

#### ・自動車取得税

平成26年4月から自動車取得税の税率が引き下げられます。

#### ・自動車税

環境負荷の大小による自動車税の特例措置(いわゆる自動車税のグリーン化)が拡充のうえ2年延長されます。

#### ・軽自動車税

平成27年4月以後に新規取得される新車について、軽自動車税が引上げられます。

平成28年4月から経年車重課制度が導入されます。

### ■国際課税原則の見直し

非居住者・外国法人に対する課税原則が、総合主義から帰属主義へ変更になります。

### ■地方法人課税の見直し

法人住民税法人税割の税率が引き下げられ、新たに「地方法人税(仮称)」(国税)が創設されます。地方法人特別税(国税)については、規模が縮小され法人事業税に還元されます。「地方法人税」はその全額が地方交付税の原資に繰り入れられ、地域間の税収偏在の是正に充てられます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

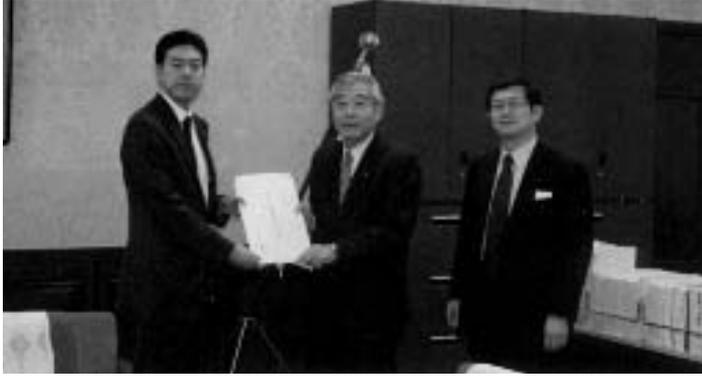
東京法人会連合会

# 行動する法人会



## 平成26年度税制改正に関する提言

全法連では平成26年度税制改正に向け、政党、政府に対して提言活動を行いました。



### 財務省

10月25日

財務副大臣

愛知 治郎氏

左から 愛知財務副大臣、柳田税制・税務委員長、横山専務理事

主税局長

田中 一穂氏

右 田中主税局長  
左奥から 柳田税制・税務委員長、横山専務理事

### 国税庁

表敬訪問 11月19日

長官 稲垣 光隆氏

次長 藤田 利彦氏

奥右から 稲垣長官、藤田次長  
手前右から 横山専務理事、池田会長、柳田税制・税務委員長

課税部長

岡田 則之氏

奥左 岡田課税部長  
手前右から 横山専務理事、池田会長、柳田税制・税務委員長

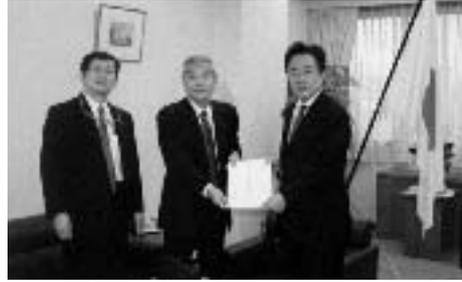


## 中小企業庁

10月24日

長官  
北川 慎介氏

右から 北川長官、柳田税制・税務委員長、横山専務理事



事業環境部長  
松永 明氏

右 松永事業環境部長  
左 柳田税制・税務委員長、横山専務理事



## 自 民 党

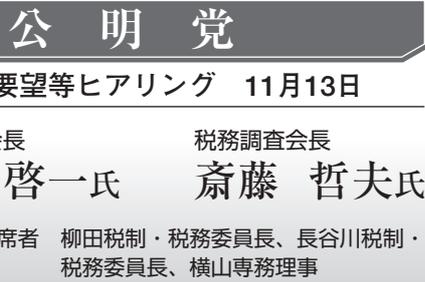
予算税制に関する政策懇談会 11月6日

財政・金融・証券団体委員長

鈴木 馨祐氏

石田 真敏氏 土屋 正忠氏

全法連出席者 横山専務理事



## 公 明 党

税制改正要望等ヒアリング 11月13日

税務調査会長 石井 啓一氏  
税務調査会長 齋藤 哲夫氏

全法連出席者 柳田税制・税務委員長、長谷川税制・  
税務委員長、横山専務理事



## 日本維新の会

11月26日

税制調査会長

片山虎之助氏

左から 片山税制・税務委員長、柳田税制・税務委員長、  
長谷川税制・税務委員長



## 民 主 党

財務金融部門税制改正要望ヒアリング 10月29日

座長 尾立 源幸氏 古本伸一郎氏  
前原 誠司氏 安井美沙子氏 鷲尾英一郎氏

全法連出席者 柳田税制・税務委員長、長谷川税制・  
税務委員長、横山専務理事



中野法人会は、11月1日、長妻・松本衆議院議員、田中区長、伊東議長に提言書を送付しました。

知つとくと **得** 情報



■「法人会」会員の皆様限定金利で、  
取扱いを開始しました!

年 1.0% (法人会メンバーズローンです。) (お申し込みには事前審査あり)  
●3,000万円まで ●1年以内の運転資金 ●保証料不要 ●スピーディーな対応  
※詳細は、窓口または担当者へ(事前審査あり)

お気軽にどうぞ!!

中野法人会の **無料法律相談**

この度、中野法人会では、福利厚生制度の一環として無料法律相談を行う事になりました。

実施日時：4/9(水)、6/10(火)、8/6(水)、10/8(水)、12/10(水)  
午後1時から5時(相談時間は、1案件:45分)

対象：原則として会員限定  
相談内容：個人及び会社における法律相談

会場：中野法人会館(応接室又は2階)

担当弁護士：法人会員の弁護士が対応  
致します。



- まずは、中野法人会・事務局宛てにお電話下さい。
- 希望される方には、事前に「相談カード」にご記入して頂きます。電話を頂き次第、「相談カード」をFAXにて送信させて頂きますので、相談予定日の1週間前までにFAXか郵送でご返送下さい。
- 実施日以外はお断り申し上げます。
- 時間の超過は原則として認めておりませんのでご注意下さい。

〒165-0026 中野区新井2-33-6 TEL: 03-3388-6896 FAX: 03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國

観賞 …… 感激! (N・S)



12月9日 於:ゆほうホール



12月17日 於:信濃町(見学&観賞に…)



12月18日 於:東京文化会館(指揮者と…)



1月5日 於:八王子で観賞 1月5日 於:新宿

Sing Sing Sing (N・S)



〜 戸第九演奏会(12月7日 於:なかのZERO)(12月19日 於:新井)(12月25日 於:八王子) 月〜 12月13日 於:中野サンプラザ 中野フレール合唱団 1月12日 小滝ホーム

# 中野区だより



12月19日 初心者のためのパソコン講座



(山手通り方面から) 会場のテクニカルカレッジ (日本橋方面から)



## NAKANOKO+ 特定非営利活動法人 ナカノコンテンツネットワーク協会 (ナカノプラプラ) からのお知らせ



### ◆中野区産業振興拠点 「ICTCO (イクトコ)」 始動!

当協会は、かねてより中野区の掲げる産業振興ビジョン「ICT・コンテンツ分野の事業拡大」を推進するコンソーシアム設立準備会に参画しており、西武信用金庫様、構造計画研究所様、東京リーガルマインド様、矢野経済研究所様と共に昨年7月、一般社団法人中野区産業振興推進機構を設立いたしました。

東京大学名誉教授の工学博士である板生清氏を理事長に迎え、昨年11月5日には中野区産業振興拠点「ビジネス・マッチング・スペース ICTCO (イクトコ)」を開設。区内外のICT・コンテンツ事業者に対して、企業間マッチング、既存業務の

拡大、新サービスの創出、経営支援、産学官連携など、様々な支援を行うと共に、「ICTのまち中野」に相応しい施策を打ち出して参ります。

当協会としては、ICT関連のセミナー、コンテンツを活用したイベント、開発リソースのクラウド化、起業家応援やプロデュースなどを推進し、ICT・コンテンツ産業の活性化を目指して参ります。皆様の応援を宜しくお願いいたします。



## いま、中野が実に美味しい(?) おもしろい(!)



(主催:中野区商店街連合) 1月10日(金)~1月30日(木)



2月2日(日) 中野ランニングフェスタ2014 (於:四季の森公園)



1月12日 武道始式 (於:野方警察署内)



1月16日 NKK(意見交換会) (於:法人会館)



本部だより



～ ～ ～ 11月28日 理事会を開催（於：中野サンプラザ） ～ ～ ～

1月15日 広報委員会（於：日本閣）

活発な社会貢献活動を展開!!

「2014 中野区成人のつどい」に共催しました

(1月13日 於：サンプラザホール)



会場のサンプラザ前広場の様子



ご来賓の皆様



16人の実行委員の皆様



祝辞：田中区長



祝辞：伊東議長



多田小PTAダンサーズ&ゆるキャラ



和太鼓：「暁」



中野新風エイサーの演舞



1300人の参加者が…



挨拶：中野区観光協会宮島理事長



♪ナカノナノカナ♪



トリは「Bench」のライブ



13Fコスモルームにて



挨拶：経済団体代表・麻沼氏



経済団体の皆様



“抽選会”を…

# 支部だより



《第9中央・第9本町・第10支部合同》

## ◆親睦チャリティーボウリング大会◆



～ 12月5日（於：C-Bic）参加者51名で…～

～ さて！優勝者は…～

# 部会だより

《源泉研究部会 第344回研修会》並びに

## ◆『新年初顔合わせ会』を開催◆

～ 平成25年分・確定申告について～

『第344回研修会』が、1月16日、法人会館において開催されました。

始めに、安藤部会長より挨拶があり、『サラリーマンの確定申告について』中野税務署の個人課税・福島上席より説明をして頂きました。

“平成25年分・会社役員のための確定申告実務ポイント”などを使用され、基本的な事柄の確認をして頂き「注意すべき点」や「誤り易い点」などを中心に話して頂きました。

日本自動車交通(株) 山本光一

又、「個人の所得にかかる所得税の仕組み」「不動産の貸付け・譲渡と税金」「株式等の配当・譲渡と税金」等について説明して頂きました。

更に「国外財産調書の提出制度」や「副業扱い」等についても、とてもとても分かり易く説明して頂きました。

内容の濃い研修会を大変に有難うございました。



安藤部会長



12月3日：役員会を開催（於：日本閣）

～ 恒例の“確定申告”について～

～ 講師の福島上席 ～

『3月に各支部で、役員会』を開催予定。

『4月に支部定時総会&税務研修会』を開催予定。

『税務研修会のテーマ：平成26年度の税制改正より』

講師：中野税務署担当者 ※参加者にお土産あり！

『第28回中野通り桜まつり』に参加予定

桜満開、晴天、無事故で大成功で！

(平成26年4月4・5・6日 於：新井薬師公園)

## ◆『公益社団法人・第三回通常総会』開催ご案内◆

- 1. 日時：平成26年5月8日休 第一部『税務研修会』(午後3時30分～) 13F スカイルーム  
午後3時より受付 第二部『通常総会』(午後4時15分～) 13F スカイルーム  
午後3時30分開会 第三部『感謝状贈呈式』(午後5時30分～) 13F スカイルーム
- 1. 会場：中野サンプラザ 第四部『懇親パーティー』(午後6時～) 13F コスモルーム



(昨年度の総会・懇親パーティーより)

# 部会だより

## 《青年部会 第343回研修会》

### ◆ 基本に忠実に… !! ◆

#### ～ 租税教室・講師養成研修 ～

12月9日、『第343回研修会』が法人会館で行われました。

今年で4回目になります。講師には、新宿税務署税務広報公聴官・肥沼 忍氏を招聘して、「租税教室・講師養成研修」をして頂きました。

既に11月、武蔵台小学校で、画期的な租税教室を圭刑した方が多く、今回、改めて基本に忠実という事で、講師の話に真剣に耳を傾けていました。昨年、小学生向けの租税教室について話をして頂きましたので、今回は、中学生用租税教室のシナリオを中心に、大変に分かりやすく、講師としての進め方を話して頂きました。

法人会の青年部は、税に関してのプロではありませんので、生徒の皆さんの反応を見ながら、カリキュラムに添って進めていきますが、中野



皆さん真剣に…

法人会の特徴は、生徒の皆さんが班やグループ単位に分かれて自分

(株)フロムエーワーク 竹下 芳

たちの街をつくるというワークショップ型にあります。

街づくりを通して“税”について理解してもらいますが、事前に“税金のない社会”をととても上手くまとめているDVDを観賞してもらおうという事も大きな前提になります。とにかく、限られた授業時間の中で進めていかなければならない上に、人前で何かを教える…ということの難しさを痛感しました。

授業の最後に、1億円の玩具を実際に持ってもらい、歓声を聞くまで、本当に緊張すると思いましたが、今後、是非、講師として教壇に立ちたいと思います。

肥沼公聴官、有難うございました。



三鴨部会長



講師の肥沼様



生徒の皆さんの反応を良く見ながら…

### ◆「租税教室のデモンストレーション」◆

1月14日、翌日の「租税教室」に向け法人会館で、「デモンストレーション」を行いました。

15日は、3クラスあり、講師・アシスタントを務める方を始め10名が集合し、本番さながらの熱い「事前デモ」を丹念に行いました。生徒役の皆さんも、真剣に演じて(?)いました。



### ◆「新年初顔合せ会」を開催◆ (1月24日 於：ウエストフィフティサード・日本閣)

恒例の「新年初顔合せ会」がOBの皆様も含め40余名の参加で開催されました。

冒頭、三鴨部会長は、年頭の抱負を熱く語り、青年部会は明るいスタートをきりました。



～ 部会長：年頭の辞 ～



～～ 青年部会・執行部の皆様 ～～



イヨ…かんぱ～い!

## 《女性部会 役員会を開催》

12月17日、中野サンプラザにおいて、役員会を開催。

税の絵はがきコンクールの反省、今後の行事予定について縷々話し合いました。



活発な意見交換会



高野部会長

## 活発な社会貢献活動を展開!!

### 青年部会独自で“租税教室”を実施!

1月15日 青年部会が独自の租税教室を…! (区立平和の森小学校)



～～～ 講師：渡部様 アシスタント：柴野様 ～～～



～～ 1月14日 (於：法人会館) ～～



～～～ 講師：遠藤様 アシスタント：竹下様 ～～～



～～ 1月14日 (於：法人会館) ～～



～～～ 講師：小高様 アシスタント：矢島様 ～～～



～～ 1月14日 (於：法人会館) ～～

1月23日 青年部会が独自の租税教室を…! (区立緑野小学校)



～～～ 講師：遠藤幹事 助手：新井副会長 ～～～



応援頂いた皆様



1月15日に応援頂いた皆様



# 新年賀詞交歓会



高野副会長



会長&三塚署長



田中區長



石原所長



ご来賓の皆様



ご来賓の皆様



乾杯~!!



青年部会の皆様



第1支部の皆様と...



第5・6支部の皆様



第8支部の皆様



第9中央・本町支部の皆様



第10支部の皆様



ラーメン 最高!



大抽選会の立役者の皆様



司会の宮治氏



中締:宗田氏



盛会裏に終了しました

# 大抽選会，喜びの笑顔・・・



12月3日 中野法人会 福利厚生事業 第五弾

チャリティークリスマスの夕べ (於: ウェストフィフティースード・日本閣)



女性部会・役員の皆様



♪JBS(ジェービーエス)♪



素敵なハワイアンダンス



(司会) 大神田様 (挨拶) 宮島様 (乾杯) 高野様



(役員の皆様と)



(源泉研究部会の皆様)



(女性部会の皆様)



(女性部会の皆様)



(女性部会の皆様)



(大同生命保険㈱と…)



～～～ ダンス・ダンス・ダンス ～～～



～～～ 恒例の抽選会… 当選おめでとうございます ～～～



アローハ!



♪おやっ!(歌ってます)♪



～～～ ダンス・ダンス・ダンス ～～～



“皆さん 踊りましょう”



～～～ ♪(全員で大合唱)♪ ～～～



JBS(白川バンド)の皆様へ感謝!